令 和 7 年 度

敦賀市予算書

敦　　賀　　市

目　　次

第８号議案　令和7年度　敦賀市一般会計予算 …… １頁
第９号議案　令和7年度　敦賀市港湾施設事業特別会計予算 …… 15頁
第10号議案　令和7年度　敦賀市国民健康保険
（事業勘定の部及び施設勘定の部）特別会計予算 …… 19頁
第11号議案　令和7年度　敦賀市介護保険特別会計予算 …… 29頁
第12号議案　令和7年度　敦賀市後期高齢者医療特別会計予算 …… 33頁
第13号議案　令和7年度　敦賀市公共用地先行取得事業特別会計予算 …… 37頁
第14号議案　令和7年度　市立敦賀病院事業会計予算 …… 41頁
第15号議案　令和7年度　敦賀市水道事業会計予算 …… 45頁
第16号議案　令和7年度　敦賀市下水道事業会計予算 …… 49頁

第　８　号　議　案

令和７年度敦賀市一般会計予算

令和７年度敦賀市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４０，４５３，３０２千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１，５００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和　７　年　２　月１９日　提出

敦賀市長　　米　澤　光　治

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

(単位：千円)

款	項	金　額
3 市　税		13,567,711
	5 市 民 税	4,482,221
	10 固定資産税	7,736,400
	15 軽自動車税	248,957
	20 市たばこ税	492,893
	25 鉱 産 税	313
	35 入 湯 税	23,073
	40 都市計画税	583,854
6 地方譲与税		234,090
	5 地方揮発油譲与税	45,800
	10 自動車重量譲与税	149,000
	20 特別とん譲与税	20,000
	25 森林環境譲与税	19,290
9 利子割交付金		4,000
	5 利子割交付金	4,000
12 配当割交付金		70,000
	5 配当割交付金	70,000
15 株式等譲渡所得割交付金		70,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	70,000
17 法人事業税交付金		220,000
	5 法人事業税交付金	220,000
18 地方消費税交付金		1,650,000
	5 地方消費税交付金	1,650,000
21 ゴルフ場利用税交付金		10,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	10,000
25 環境性能割交付金		20,000
	5 環境性能割交付金	20,000
27 地方特例交付金		68,000
	5 地方特例交付金	68,000
30 地方交付税		2,500,000
	5 地方交付税	2,500,000
33 交通安全対策特別交付金		6,000
	5 交通安全対策特別交付金	6,000
36 分担金及び負担金		94,087
	5 負 担 金	94,087
39 使用料及び手数料		550,245
	5 使 用 料	480,594

（単位：千円）

款	項	金　　額
	10 手 数 料	69,651
42 国庫支出金		5,913,830
	5 国庫負担金	2,808,165
	10 国庫補助金	3,057,468
	15 委 託 金	48,197
45 県支出金		3,758,518
	5 県負担金	968,210
	10 県補助金	1,364,424
	15 県交付金	1,368,685
	20 委 託 金	57,199
48 財産収入		24,579
	5 財産運用収入	24,577
	10 財産売払収入	2
51 寄 附 金		5,000,001
	5 寄 附 金	5,000,001
54 繰 入 金		3,011,343
	5 繰 入 金	3,011,343
57 繰 越 金		10
	5 繰 越 金	10
60 諸 収 入		1,544,788
	5 延滞金加算金及び過料	7,000
	10 市預金利子	600
	15 貸付金元利収入	402,000
	20 受託事業収入	150,926
	25 雑　　入	984,262
63 市　　債		2,136,100
	5 市　　債	2,136,100
歳　　入　　合　　計		40,453,302

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
3　議 会 費		271,096
	5 議 会 費	271,096
6　総 務 費		9,466,368
	5 総務管理費	8,806,462
	10 徴 税 費	358,772
	15 戸籍住民基本台帳費	179,789
	20 選 挙 費	40,465
	25 統計調査費	42,991
	30 監査委員費	37,889
9　民 生 費		12,616,569
	5 社会福祉費	5,994,364
	10 児童福祉費	5,996,718
	15 生活保護費	625,487
12　衛 生 費		3,040,543
	5 保健衛生費	1,987,280
	10 清 掃 費	1,053,263
15　労 働 費		124,987
	5 労働諸費	124,987
18　農林水産業費		751,259
	5 農 業 費	432,837
	10 林 業 費	106,091
	15 水産業費	212,331
21　商 工 費		2,478,515
	5 商 工 費	2,478,515
24　土 木 費		3,375,624
	5 土木管理費	116,310
	10 道路橋りょう費	826,409
	15 河 川 費	53,898
	20 港 湾 費	293,011
	25 都市計画費	1,689,678
	30 住 宅 費	396,318
27　消 防 費		1,078,071
	5 消 防 費	1,078,071
30　教 育 費		4,695,506
	5 教育総務費	804,502
	10 小学校費	922,610
	15 中学校費	467,793

（単位：千円）

款	項	金　　額
	20 幼稚園費	280,117
	23 大 学 費	451,992
	25 社会教育費	1,128,073
	30 保健体育費	640,419
33 災害復旧費		71,500
	5 農林水産施設災害復旧費	63,500
	10 公共土木施設災害復旧費	8,000
36 公 債 費		2,463,264
	5 公 債 費	2,463,264
39 予 備 費		20,000
	5 予 備 費	20,000
歳　出　合　計		40,453,302

第 2 表

債　務　負　担　行　為

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
敦賀ものがたり創出支援業務委託料	令和 8 年度	21,231

第 3 表

地　方　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
災害用マンホールトイレ整備事業	千円 6,300	証書借入又は証券発行 （政府資金 その他）	4.0 %以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	20年以内（うち据置3年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
元松原児童館 解体事業	千円 5,200	証書借入又は証券発行 （政府資金 その他）	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	１０年以内の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。
防災行政無線 改修事業	256,500	同　上	同　上	１５年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
次世代 衛星通信設備 改修事業	11,700	同　上	同　上	同　上
デジタル活用 推進事業	21,500	同　上	同　上	５年以内（うち据置１年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
保育園 改修事業	15,800	同　上	同　上	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
こどもの国リニューアル事業	千円 115,500	証書借入又は証券発行 （政府資金 その他）	4.0 %以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	２０年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。
放課後児童クラブ改修事業	1,400	同　上	同　上	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
粟野地区認定こども園整備事業	28,300	同　上	同　上	２０年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
健康センター改修事業	63,000	同　上	同　上	同　上
埋立作業用機械購入事業	29,900	同　上	同　上	５年以内（うち据置１年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
赤崎最終処分場閉鎖事業	千円 30,600	証書借入又は証券発行 （政府資金その他）	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	１５年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。
農業用施設改修事業	31,500	同　上	同　上	２０年以内（うち据置５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
造林事業	10,600	同　上	同　上	５０年以内（うち据置３５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
漁港建設事業	64,300	同　上	同　上	２０年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
金ヶ崎周辺魅力づくり事業	481,300	同　上	同　上	同　上

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
消雪施設整備事業	千円 25,100	証書借入又は証券発行 （政府資金 その他）	4.0 %以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。
道路新設改良事業	168,200	同　上	同　上	２０年以内（うち据置５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
橋りょう新設改良事業	5,600	同　上	同　上	同　上
道路長寿命化事業	129,400	同　上	同　上	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
河川改良事業	4,000	同　上	同　上	２０年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
河川浚渫推進事業	千円 18,000	証書借入又は証券発行 （政府資金 その他）	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。
敦賀港多目的クレーン等整備事業	188,300	同　上	同　上	１７年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
公園改修事業	51,300	同　上	同　上	２０年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
北陸新幹線整備事業	11,800	同　上	同　上	３０年以内（うち据置５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
市営住宅改修事業	82,100	同　上	同　上	１５年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
校舎等改良及び補修事業	千円 11,500	証書借入又は証券発行 （政府資金 その他）	4.0 %以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。
学校体育館等空調設備整備事業	62,800	同　上	同　上	２０年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
公民館改修事業	92,100	同　上	同　上	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
西公民館建設事業	16,000	同　上	同　上	２０年以内（うち据置３年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
プラザ萬象改修事業	29,600	同　上	同　上	同　上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
運動公園照明灯改修事業	千円 36,200	証書借入又は証券発行 （政府資金 その他）	4.0％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	１０年以内（うち据置２年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又本市財政の都合により償還年限を短縮、繰上げ償還することができる。
林業施設災害復旧事業	30,700	同上	同上	同上
合計	2,136,100			

第　９　号　議　案

令和７年度敦賀市港湾施設事業特別会計予算

令和７年度敦賀市の港湾施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１６，０８０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和　７　年　２　月１９日　提出

敦賀市長　　米　澤　光　治

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　　額
3 使用料及び手数料		15,083
	5 使 用 料	15,083
9 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
12 諸 収 入		996
	5 市預金利子	1
	10 雑　　入	995
歳　　入　　合　　計		16,080

2　歳　出

(単位：千円)

款	項	金　　額
3　港湾施設事業費		3,538
	5 管 理 費	3,538
4　諸支出金		10,872
	5 繰 出 金	10,872
6　公 債 費		1,570
	5 公 債 費	1,570
9　予 備 費		100
	5 予 備 費	100
歳　　出　　合　　計		16,080

第 10 号 議 案

令和７年度敦賀市国民健康保険
（事業勘定の部及び施設勘定の部）特別会計予算

令和７年度敦賀市の国民健康保険（事業勘定の部及び施設勘定の部）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　事業勘定の部の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５，７７９，１４３千円と定める。

２　施設勘定の部の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３５，３１６千円と定める。

３　事業勘定の部及び施設勘定の部の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２０条第２項ただし書の規定により、事業勘定の部及び施設勘定の部の歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2)　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 ７ 年 ２ 月１９日　提出

敦賀市長　　米 澤 光 治

（事業勘定の部）

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
3 国民健康保険税		1,020,447
	5 国民健康保険税	1,020,447
6 使用料及び手数料		300
	5 手 数 料	300
9 国庫支出金		1
	10 国庫補助金	1
12 県支出金		4,271,537
	5 県負担金	4,271,537
27 繰 入 金		477,854
	5 他会計繰入金	477,854
30 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
33 諸 収 入		9,003
	5 延滞金加算金及び過料	6,000
	10 市預金利子	1
	15 雑　　入	3,002
歳　入　合　計		5,779,143

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
3　総 務 費		129,392
	5　総務管理費	87,134
	10　徴 税 費	41,996
	15　運営協議会費	262
6　保険給付費		4,208,934
	5　療養諸費	3,600,238
	10　高額療養費	590,576
	15　移 送 費	70
	20　出産育児諸費	13,000
	25　葬祭諸費	5,000
	30　傷病手当諸費	50
8　国民健康保険事業費納付金		1,345,133
	5　医療給付費分	884,150
	10　後期高齢者支援金等分	354,544
	15　介護納付金分	106,439
24　保健事業費		53,044
	5　特定健康診査等事業費	43,248
	10　保健事業費	9,796
30　諸支出金		42,540
	5　償還金及び還付加算金	11,001
	10　繰 出 金	31,539
33　予 備 費		100
	5　予 備 費	100
歳　　出　　合　　計		5,779,143

（施設勘定の部）

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

(単位：千円)

款	項	金　額
3 診療収入		3,729
	5 外来収入	3,729
6 使用料及び手数料		3
	5 手 数 料	3
9 繰 入 金		31,539
	5 事業勘定繰入金	31,539
12 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
15 諸 収 入		44
	5 雑　入	44
歳　入　合　計		35,316

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
3　総 務 費		28,599
	5 施設管理費	28,599
6　医 業 費		6,667
	5 医 業 費	6,667
9　予 備 費		50
	5 予 備 費	50
歳　　出　　合　　計		35,316

第 11 号 議 案

令和７年度敦賀市介護保険特別会計予算

令和７年度敦賀市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６，１４４，３１５千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２０条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2)　保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 ７ 年 ２ 月１９日　提出

敦賀市長　　米 澤 光 治

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

(単位：千円)

款	項	金　額
3 保 険 料		1,327,489
	5 介護保険料	1,327,489
6 使用料及び手数料		1
	5 手 数 料	1
9 国庫支出金		1,410,253
	5 国庫負担金	1,038,369
	10 国庫補助金	371,884
12 支払基金交付金		1,604,741
	5 支払基金交付金	1,604,741
15 県支出金		849,062
	5 県負担金	813,698
	15 県補助金	35,364
21 繰 入 金		952,764
	5 一般会計繰入金	952,764
24 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
27 諸 収 入		4
	5 延滞金加算金及び過料	1
	10 市預金利子	1
	15 雑　　入	2
歳　入　合　計		6,144,315

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
3　総 務 費		146,381
	5　総務管理費	96,536
	10　徴 収 費	4,479
	15　介護認定審査会費	44,992
	20　趣旨普及費	374
6　保険給付費		5,698,660
	5　介護サービス等諸費	5,282,000
	10　介護予防サービス等諸費	161,551
	15　その他諸費	7,793
	20　高額介護サービス等費	137,343
	25　高額医療合算介護サービス等費	16,024
	30　特定入所者介護サービス等費	93,949
9　地域支援事業費		261,668
	6　介護予防・生活支援サービス事業費	193,125
	8　一般介護予防事業費	28,112
	10　包括的支援事業・任意事業費	39,295
	15　その他諸費	1,136
18　諸支出金		37,606
	5　償還金及び還付加算金	2,400
	10　繰 出 金	35,206
歳　　出　　合　　計		6,144,315

第 12 号 議 案

令和７年度敦賀市後期高齢者医療特別会計予算

令和７年度敦賀市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，０４１，５２１千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和 ７ 年 ２ 月１９日　提出

敦賀市長　　米 澤 光 治

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

（単位：千円）

款	項	金　額
3 後期高齢者医療保険料		819,153
	5 後期高齢者医療保険料	819,153
6 使用料及び手数料		40
	5 手 数 料	40
12 繰 入 金		220,487
	5 一般会計繰入金	220,487
15 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
18 諸 収 入		1,840
	5 延滞金加算金及び過料	30
	10 償還金及び還付加算金	1,810
歳　入　合　計		1,041,521

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
3　総 務 費		12,702
	5　総務管理費	5,285
	10　徴 収 費	7,417
6　後期高齢者医療広域連合納付金		1,027,009
	5　後期高齢者医療広域連合納付金	1,027,009
9　諸支出金		1,810
	5　償還金及び還付加算金	1,810
歳　　出　　合　　計		1,041,521

第 13 号 議 案

令和７年度敦賀市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和７年度敦賀市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ２１，７７３千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

令和 ７ 年 ２ 月１９日　提出

敦賀市長　　米 澤 光 治

第 1 表　歳入歳出予算

1　歳　入

(単位：千円)

款	項	金　　額
5 財産収入		21,772
	5 財産売払収入	21,772
15 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
歳　　入　　合　　計		21,773

2　歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
15　公 債 費		21,773
	5 公 債 費	21,773
歳　　出	合　　計	21,773

第 14 号 議 案

令和７年度市立敦賀病院事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和７年度市立敦賀病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　病　床　数

一般病床	330床
感染症病床	2床

(2)　患　者　数

	年間患者数	１日平均患者数
入院延	86,505人	237人
外来延	158,268人	654人

(3)　主要な建設改良事業

嶺南地域急性期医療体制強化事業	431,842千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、医業費用中研究研修費のうち医療の質の充実及び健全な運営に資する費用の財源に充てるため、病院事業基金２６，４３０千円を取り崩す。

収　　入

第１款　病院事業収益	8,665,430千円
第１項　医業収益	7,458,548千円
第２項　医業外収益	1,206,882千円

支　　出

第１款　病院事業費用	9,521,642千円

第１項　医　業　費　用　　9,288,023千円
第２項　医業外費用　　214,048千円
第３項　特　別　損　失　　19,071千円
第４項　予　　備　　費　　500千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３９５，８５１千円は、過年度分損益勘定留保資金３９５，８５１千円で補てんするものとする。）

収　　入

第１款　資　本　的　収　入　　788,283千円
第１項　企　　業　　債　　280,600千円
第２項　負　　担　　金　　291,512千円
第３項　補　　助　　金　　216,170千円
第４項　投資返戻金　　1千円

支　　出

第１款　資　本　的　支　出　　1,184,134千円
第１項　建設改良費　　609,133千円
第２項　企業債償還金　　533,601千円
第３項　投　　資　　41,400千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
給食業務委託料	令和８年度から 令和１０年度まで	５４６，２１６

（企　業　債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
市立敦賀病院設備改修事業	千円 56,800	証書借入又は証券発行 （政府資金 その他）	4.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	１５年以内（うち据置１年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又企業財政の都合により償還年限を短縮し繰上げ償還することができる。
医療機器整備事業	223,800	同　上	同　上	５年以内（うち据置１年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし各同文
合　　計	280,600			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、２，０００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)　各項に計上した職員給与費に係る予定支出額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用す

る場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　4,890,492千円

（たな卸資産購入限度額）

第１０条　たな卸資産の購入限度額は、１，９４８，４３０千円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第１１条　重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種　類	名　称	数　量
取得する資産	医療器械	磁気共鳴断層撮影装置	１式
	医療器械	Ｘ線テレビ装置	１式
	医療器械	ナースコールシステム	１式
	備　品	北診療棟無停電電源装置	１式

令和７年２月１９日　提出

敦賀市長　米澤光治

第 15 号 議 案

令和７年度敦賀市水道事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和７年度敦賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	31,420戸
(2)	年間総給水量	9,037,835㎥
(3)	１日平均給水量	24,761㎥
(4)	主要な建設改良事業	
	管路改良事業	152,778千円
	配水設備改良事業	299,935千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　水道事業収益	1,431,395千円
第１項　営業収益	1,173,786千円
第２項　営業外収益	254,513千円
第３項　特別利益	3,096千円
支　　出	
第１款　水道事業費用	1,260,611千円
第１項　営業費用	1,146,196千円
第２項　営業外費用	111,695千円
第３項　特別損失	2,420千円
第４項　予備費	300千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額７１９，０３６千円は、減債積立金１００，０００千円、建設改良積立金２４０，０００千円、過年度分損益勘定留保資金２４９，５９７千円及び当年度分損益勘定留保資金１２９，４３９千円で補てんするものとする。）

収　　入

第１款　資本的収入	177,334千円
第１項　企業債	115,500千円
第２項　負担区分に基づく負担金	33,824千円
第３項　補助金	12,500千円
第４項　工事負担金	15,500千円
第５項　固定資産売却代金	10千円

支　　出

第１款　資本的支出	896,370千円
第１項　建設改良費	494,863千円
第２項　企業債償還金	401,507千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
配水設備改良事業	115,500	証書借入又は証券発行（政府資金／その他）	4.0％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	４０年以内（うち据置５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又企業財政の都合により償還年限を短縮し繰上げ償還することができる。

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、３０，０００千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　122,885千円

（たな卸資産購入限度額）

第８条　たな卸資産の購入限度額は、４，７７８千円と定める。

令和７年２月１９日　提出

敦賀市長　米澤光治

第 16 号 議 案

令和７年度敦賀市下水道事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和７年度敦賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	接　続　戸　数	26,090戸
(2)	年間総処理水量	9,163,490㎥
(3)	１日平均処理水量	25,105㎥
(4)	主要な建設改良事業	
	汚水管渠整備事業	203,180千円
	松島ポンプ場改築事業	491,000千円
	天筒浄化センター改築事業	160,000千円
	漁業集落排水施設改築事業	27,860千円
	農業集落排水施設改築事業	28,060千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　下水道事業収益	2,543,943千円
第１項　営業収益	1,368,035千円
第２項　営業外収益	1,175,907千円
第３項　特別利益	1千円
支　　出	
第１款　下水道事業費用	2,442,060千円
第１項　営業費用	2,234,593千円
第２項　営業外費用	202,537千円

第３項　特　別　損　失　　4,430千円
第４項　予　　備　　費　　500千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額９９２，３４１千円は、過年度分損益勘定留保資金１３０，７２７千円、当年度分損益勘定留保資金７６１，６１４千円及び利益剰余金処分額１００，０００千円で補てんするものとする。）

収　　入

第１款　資　本　的　収　入　　1,199,857千円
第１項　企　　業　　債　　868,100千円
第２項　受益者負担金　　8,556千円
第３項　補　　助　　金　　306,700千円
第４項　工事負担金　　10,500千円
第５項　貸付金償還金　　6,000千円
第６項　固定資産売却代金　　1千円

支　　出

第１款　資　本　的　支　出　　2,192,198千円
第１項　建設改良費　　954,268千円
第２項　企業債償還金　　1,231,930千円
第３項　貸　　付　　金　　6,000千円

（継　続　費）

第５条　継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

（単位　千円）

款	項	事業名	総　額	年　度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	天筒浄化センター改築事業	４００，０００	令和７年度	１６０，０００
				令和８年度	２４０，０００

（債務負担行為）

第６条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
水洗便所改造資金 貸付金利子補給金	令和　８　年度から 令和１２年度まで	２８５

（企 業 債）

第７条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償 還 の 方 法
下水道 建設 改良事業	千円 629,100	証書借入又は 証券発行 （政府資金 その他）	4.0 %以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	４０年以内（うち据置５年以内）の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又企業財政の都合により償還年限を短縮し繰上げ償還することができる。
下水道 事業 借換債	239,000	同　上	同　上	２０年以内の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
合　計	868,100			

（一時借入金）

第８条　一時借入金の限度額は、５００，０００千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費　118,237千円

（利益剰余金の処分）

第１０条　利益剰余金のうち１００，０００千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金　100,000千円

（たな卸資産購入限度額）

第１１条　たな卸資産の購入限度額は、５，６９４千円と定める。

令和７年２月１９日　提出

敦賀市長　米澤光治